

女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定	平成30年3月30日	29経営第3550号
改正	平成31年3月18日	30経営第2895号
改正	令和2年4月1日	元経営第3206号
改正	令和3年3月30日	2経営第3016号
改正	令和4年3月22日	3経営第2613号
改正	令和5年3月29日	4経営第2619号

第1 趣旨

女性は基幹的農業従事者の約4割を占める一方、地域農業の指導的地位にある女性の割合はいまだ低い状況にある。女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のためには、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性が力を発揮し、地域農業をリードしていくことが重要である。

このため、女性の活躍の促進や社会参画の推進に向けて、各都道府県における、地域の女性活躍の実情に応じた、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性が働きやすい環境づくり等の取組に対して支援するとともに、これらの取組を支援するため地域で活用できる研修コンテンツの作成、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を実施する。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業の実施に必要な経費を補助するものとし、補助率は定額とする。

第4 事業の内容

事業実施主体は、以下の取組を実施する。

1 女性活躍に向けた全国事業

(1) 全国共通の研修コンテンツの作成

地域事業で活用できる①のア及びイ並びに②のそれぞれについてテキストや動画等研修コンテンツの作成を行う。

① 農業委員やJA役員等の女性リーダー育成を目的としたもの

- ア コミュニケーション、ファシリテーション、プレゼンテーション等のスキルや関連法等の基礎知識等に関するもの
- イ 女性の経営参画を後押しする基礎的な農業経営に関するもの
- ② 女性活躍の意義についての理解促進を目的とした農業、家事等の男性の役割分担の適正化の促進に関するもの
- (2) 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等
活躍する女性農業者や女性の活躍を後押しする団体、チャレンジする若手女性農業者の取組等を表彰やSNS等を活用して発信する。
- (3) 検討会の開催
事業実施に当たっては、有識者等による検討会を開催し、検討会からの助言等を受けて内容を検討する。

2 地域における女性活躍推進事業

事業実施主体は、地域における女性活躍推進事業（以下「地域事業」という。）を実施する都道府県（以下「地域事業実施都道府県」という。）に対して（1）の取組に必要な費用を交付する。

(1) 地域事業の取組内容

地域事業実施都道府県は、地域の女性活躍の実情に応じ、以下の①のア、①のイ、②、③及び④の中から必要な取組を1つ以上選択し、取組ごとに、地域で各種事業に取り組む実施主体（以下「地域取組主体」という。）を選定するものとする。また、④の女性リーダー育成については、必ず実施するものとする。ただし、本事業によらず都道府県が独自に実施している場合はこの限りでない。

① 女性が働きやすい環境の整備

ア 女性農業者の育児と農作業のサポート活動

- ・地域の女性農業者に対する子育てのサポート、地域や女性を雇用する農業法人等における託児スペースの設置のための軽微な改修
- ・地域の女性農業者に対する地域住民等による農作業サポート等

イ 家族経営協定の締結に向けた相談会の開催

- ・家族経営協定の締結メリットや締結項目のアドバイス等のための相談会の開催等

② 女性活躍の理解促進

女性農業者をはじめとする多様な人材の活躍に向けて、農村地域の男性の意識改革を促すこと等を狙いとした、全国事業で作成した研修コンテンツ等を活用した研修会の開催等

③ 地域の女性農業者グループの活動推進

地域の女性農業者グループによる試作品の開発や先進事例の調査等、女性農業者グループが抱える課題の解決に向けた研修会の開催等

④ 女性リーダー育成

将来の農業委員やJ A役員の候補となる女性農業者を対象とした、全国事業で作成した研修コンテンツ等を活用した研修会や、現役の女性農業委員、J A役員との勉強会の開催等

(2) 地域取組主体

以下の要件を満たすものとする。

- ① 都道府県、市町村、農業協同組合等の関係団体、民間団体、協議会又は女性農業者グループであること。なお、協議会及び女性農業者グループについては、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。

ア 目的

イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の対応

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ その他運営に関して必要な事項

- ② 次に掲げる実施体制を整備すること。

ア 管理運営について、代表者を定めること。

イ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を経理担当者として定めること。

第5 事業計画等

1 計画の作成等

(1) 事業実施主体による事業計画の作成等

事業実施主体は、女性が変わる未来の農業推進事業計画（以下「事業計画」という。）（別紙様式第1号）を作成し、2の（1）に示す交付規則とともに経営局長からの承認を得るものとする。

なお、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）の第4に規定する交付申請書（以下「交付申請書」という。）に事業計画及び交付規則を添付し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた場合は、本交付決定をもって事業計画及び交付規則が承認されたこととみなす。

また、事業実施主体は、事業の実施において交付要綱の第10第1項に定める計画の変更を行う場合は、変更した事業計画を変更等承認申請書に添付し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(2) 地域事業実施都道府県による事業計画の作成等

地域事業実施都道府県は、地域事業の実施に当たって、各都道府県における農業分野の女性登用目標や目標達成に向けた取組計画を含む、地域事業の実施

体制及び取組内容等を明確化した、都道府県女性活躍推進事業計画（以下「都道府県事業計画」という。）（別紙様式第2号）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）からの承認を得るものとする。また、地域事業実施都道府県は、承認を得た都道府県事業計画を事業実施主体に対する交付申請書に添付するものとする。

(3) 都道府県事業計画における計画変更の手続

地域事業実施都道府県は、(2)により承認された都道府県事業計画について、以下の変更が生じた場合は、(2)に準じて手続を行う。

- ① 事業の新設又は廃止
- ② 地域取組主体の変更
- ③ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- ④ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(4) 事業の着手

- ① 本事業は、原則として、事業実施主体が、農林水産大臣からの交付決定を受けた後に実施した取組を対象とする。

ただし、事業実施主体は、やむを得ない事情により農林水産大臣から交付決定を受ける前に事業を実施する必要がある場合には、(1)の事業計画及び2の(1)に示す交付規則を交付申請の前に経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した女性が変わる未来の農業推進事業交付決定前着手届（別紙様式第3号）（以下「交付決定前着手届」という。）を経営局長に提出するものとする。

- ② 地域事業は、原則として、地域事業実施都道府県が、事業実施主体からの交付決定を受けた後から事業実施年度の2月末までの間に実施した取組を対象とする。

ただし、地域事業実施都道府県は、やむを得ない事情により事業実施主体から交付決定を受ける前に事業を実施する必要がある場合には、(2)の承認後に、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別紙様式第3号）を事業実施主体に提出するものとする。

- ③ 事業実施主体及び地域事業実施都道府県は、①及び②により交付決定を受ける前に事業に着手する場合には、補助金の交付を受けることが確実にってから着手するものとし、交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

2 補助金の交付

- (1) 事業実施主体は、地域事業実施都道府県に対して、補助金を交付するため、交付要綱に準じて必要な事項を定めた交付規則を作成するものとする。

- (2) 事業実施主体は、地域事業実施都道府県に対して、交付規則に基づき補助金の交付を行う。

- (3) 事業実施主体から交付決定を受けた地域事業実施都道府県は、第5の1の(2)又は(3)により承認された都道府県事業計画の内容に従い、都道府県内の各地域取組主体に対して補助金を交付する。
- (4) 補助対象経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費であって本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して行うものとする。

3 実績報告の作成

- (1) 事業実施主体は、女性が変わる未来の農業推進事業実績報告（別紙様式第1号）を作成し、本事業が完了した日から1か月を経過した日又は当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に報告するものとする。
- (2) 地域事業実施都道府県は、都道府県女性活躍推進事業実績報告（別紙様式第2号）を作成し、本事業が完了した日から1か月が経過した日又は当該事業年度の3月10日のいずれか早い日までに事業実施主体及び地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の委託

事業実施主体及び地域事業実施都道府県は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合には、本事業の業務の一部を委託することができる。

第7 成果の普及

事業実施主体は、本事業により得た事業成果について、個人情報及び知的財産権の取得に当たり支障がある場合を除き、第三者による利用を制限せず、公共の利用に供するよう努めるものとする。また、事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

第8 関係機関との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体、都道府県、市町村、農業協同組合等の関係団体等の本事業の関係機関は、互いに密接に連携し、本事業を地域の実状に即して効果的に推進するよう努めるものとする。

第9 証拠書類の保管

事業実施主体及び地域事業実施都道府県は、活動の証拠となる請求書、領収書、会計帳簿等の証拠書類を事業終了の翌年度から5年間保存するものとする。なお、保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第10 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されているかどうかを確認するため、事業実施主体に対し、必要な事項の報告を求め、又は現地への立入調査を行うことができるものとする。また、事業実績の報告後も、経営局長が必要と認めるときは、事業実施主体に対し、必要な助言及び指導、報告を求めることができるものとする。

第11 個人情報取扱い

国、都道府県、市町村、事業実施主体、事業実施主体から本事業の一部を受託した者等は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについて、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応するものとする。

附 則（平成30年3月30日付け29経営第3550号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、輝く女性農業経営者育成事業実施要綱（平成26年4月1日付け 25経営第3730号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知に基づいて実施された事業であって、平成29年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成31年3月18日付け30経営第2895号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和2年4月1日付け 元経営第3206号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和3年3月30日付け 2経営第3016号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月22日付け 3経営第2613号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和5年3月29日付け 4経営第2619号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表 補助対象経費

- 別紙様式第1号 令和○年度女性が変わる未来の農業推進事業計画（実績報告）について
- 別紙様式第2号 令和○年度都道府県女性活躍推進事業計画（実績報告）について
- 別紙様式第3号 令和○年度女性が変わる未来の農業推進事業交付決定前着手届

(別表)

補助対象経費

区 分	内 容
消耗品費	事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費
旅 費	事業を実施するために必要となる事業実施主体、共同機関、事業実施主体又は共同機関から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費
謝 金	事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費
技能者給	事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、事業実施主体又は共同機関が支払う実働に応じた対価
賃 金	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
役務費	事業を実施するために必要となるそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費
委託費	事業の交付目的たる事業の一部を他の団体に委託するために必要な経費
専門員等設置費	事業を実施するために必要となる企画・運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合に必要な経費
備品費	事業を実施するために必要となる取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費（農業用機械を除く）
会議費	事業を実施するために必要となる会場借料
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費
通信運搬費	事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料
その他	事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、収入印紙代の経費など他の費目に該当しない経費

- (注1) : 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法、人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法によるものとする。
- (注2) : 事業における有識者への謝金の取扱いについては、謝金単価の設定根拠を明確にした上で、業務日誌等により管理するものとする。
- (注3) : 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金にあつては、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別紙様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度女性が変わる未来の農業推進事業計画（実績報告）について

女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（1）（第5の3の（1））に基づき、女性が変わる未来の農業推進事業計画（実績報告）を提出する。

（注）別紙様式第1号 別紙を添付する。

(別紙様式第1号 別紙)

年 月 日

令和〇年度女性が変わる未来の農業推進事業 事業計画 (実績報告)

【事業実施方針】

--

(注) 具体的に記載してください。

1 女性活躍に向けた全国事業

【計画内容】

(1) 検討会の開催計画

時期	場所	内容・構成員等 (注)	備考

(注) 検討会の検討内容について具体的に記載してください。また、参集する各有識者の専門分野等に併せて記載してください。

(2) 全国共通の研修コンテンツの作成

区分	時期	内容 (対象者・方法等)	備考

(注) 「区分」欄には発信手段を、「内容」欄にはコンテンツの対象者、内容、配布先、方法等について具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。

(3) 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等

区分	時期	内容 (対象者・方法等)	備考

(注) 「区分」欄には女性農業者の活躍事例の発信手段を、「内容」欄には発信の対象者、内容、方法等について具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。

2 地域における女性活躍推進事業

【計画内容】

地域における女性活躍推進事業への支援

時期	内容 (実施方法等)	備考

(注) 「内容」欄には、補助金の交付スケジュール、補助金を交付した都道府県の取組状況等の調査・取りまとめの実施方法等を具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。

3 経費の内訳

事業の種類	事業費	経費の内訳		備考
		うち国費		
1 女性活躍に向けた 全国事業				
2 地域における女性 活躍推進事業への支 援				
合計				

(別紙様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

地方農政局長 殿

(実績報告においては、宛先に「事業実施主体の長」を加える)

所 在 地
都 道 府 県 名
代 表 者 氏 名

令和〇年度都道府県女性活躍推進事業計画（実績報告）について

女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）第5の1の(2)（第5の3の(2)）の規定に基づき、別添のとおり都道府県女性活躍推進事業計画（実績報告）を提出する。

(注) 別紙様式第2号 別紙を添付する。

令和〇年度都道府県女性活躍推進事業 事業計画 (実績報告)

都道府県名	
-------	--

1. 農業分野への女性の登用に関する現状、目標及び取組計画 (注1)

	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	目標達成に向けた計画に かかる資料の添付 (注2)
農業委員会に関する目標				資料名:
農業協同組合に関する目標				資料名:
その他主な目標				資料名:

(注1) 実績報告においては表中の数値等の記入及び資料の添付を省略可とします。

(注2) 都道府県における女性の登用に向けた具体的な取組内容がわかる資料名 (例: 「〇〇県男女共同参画基本計画」) を記載し添付してください。

2. 地域における女性活躍推進事業の実施体制

--

(注) 事業における関係団体との連携等の実施体制について具体的に記載してください。

3. 事業実施方針

--

(注) 本事業を受ける女性農業者等について、事業を通じてどのような成長を促し、地域リーダー等への育成を支援していくのか等、本事業を実施する目的や方針を、可能な限り具体的に記載してください。

4. 地域における女性活躍推進事業の取組内容

(1) 取組内容

① 女性が働きやすい環境の整備

ア 女性農業者の育児と農作業のサポート活動

地域取組主体名 ()

時期	実施内容	支援実施者数	利用女性農業者数	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

イ 家族経営協定の締結に向けた相談会の開催

地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加人数 (うち男性)	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

② 女性活躍の理解促進

地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加人数 (うち男性)	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

③ 地域の女性農業者グループの活動推進

地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加女性農業者数	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

④ 女性リーダー育成
地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加女性 農業者数	備考

- (注1) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。
また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。
(注2) 本事業においては「女性リーダー育成」の取組が必須です。都道府県が独自に実施する場合は、必ず計画の詳細等を記載した資料を添付してください。

(2) 経費の内訳

事業の種類	事業費		備考
	うち国費	経費の内訳	
1 女性活躍に向けた 全国事業			
2 地域における女性 活躍推進事業			
合計			

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿
(事業実施主体の長 殿)

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 名
(都道府県知事名)

令和〇年度女性が変わる未来の農業推進事業交付決定前着手届

下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体（都道府県）が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	事業費	うち国費			